

事例2（複数乗り組み、海中転落）

夜間、底びき網の揚網中、乗組員がいないことに気付いて捜索したものの発見できず死亡

概要：本船は、船長ほか1人が乗り組み、兵庫県明石市南方沖の浅瀬において、小型底びき網漁の操業中、船長が、揚網していた漁具（張木）が上下反転した状態で上がってきたのを認め、正常に戻す作業をするために、平成25年2月4日02時30分ごろ、乗組員（23歳）に船尾甲板へ行くよう指示した。

船長は、約5分後に船尾方を振り返ったところ、乗組員がいないことに気付き、付近を捜索したものの発見することができず、10時30分ごろ明石港へ帰港した。

乗組員は、9日13時ごろ兵庫県淡路市富島港内の海岸に漂着しているところを発見され、溺死と検案された。

本船（小型底びき網漁船）

総トン数：4.9トン

L×B×D：11.40m×2.87m×0.82m

進水年月：昭和63年4月

気象：雨、東の風、風速6m/s

海象：西北西の潮流（明石海峡）

水温：9.2℃（02時30分、明石）

乗組員：救命胴衣着用せず

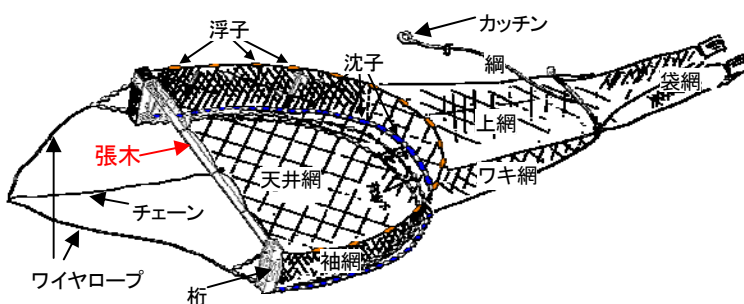
乗組員は、ふだんはウエストポーチ型の作業用救命衣（膨張式）を着けていたが、当時は雨が降っており、合羽を着るために外したと思われる。

船長は、乗組員がいなくなったことに気付いて付近を捜索したものの、発見できず約8時間後（10時30分ごろ）に帰港し、所属漁協の担当者へ事情を話して担当者が約9時間後（11時40分ごろ）海上保安部へ電話連絡した。

本船には、漁業無線の設備があったが、船長はふだんから使用せず、乗組員がいなくなったことに気付いた後も使用しなかった。

船長は、携帯電話を所有していたが、乗船時には携行していなかった。
乗組員は、携帯電話を所有していなかった。

漁具図



操舵室に置かれていた
作業用救命衣



再発防止に向けて（事故防止策）

- ・ 降雨で自動膨張式の救命胴衣等を外す場合は、他の種類の救命胴衣等の適切な着用を心掛けること。
- ・ 船長は、乗組員が落水したことに気付いた場合は、自身で捜索するだけでなく、速やかに救助機関等に通報を行い、協力を得ること。
- ・ 携帯電話を所持するなど、他船や陸上との連絡手段を確保しておくこと。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。（平成25(2013)年10月25日公表）
http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acc/2013/MA2013-10-12_2013kb0025.pdf